

厚岸町条例第8号

厚岸町老人福祉基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町老人福祉基金条例の一部を改正する条例

厚岸町老人福祉基金条例（平成2年厚岸町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第4条を次のように改める。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、老人福祉に要する事業の費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。